

# 将来の地域農業のために「ほ場整備事業」を実施しませんか？

## ほ場整備とは？

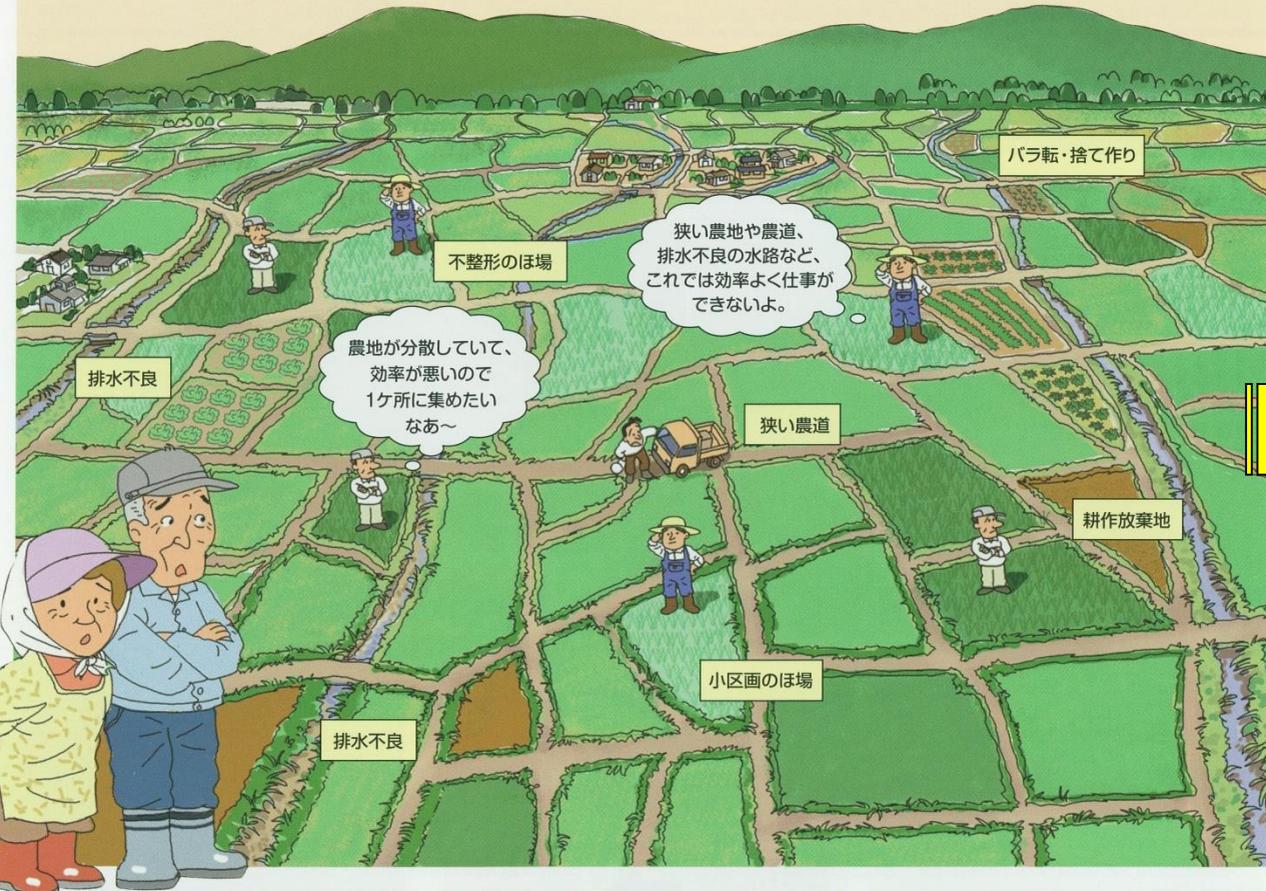
### 実施前

#### 規模拡大志向農家

- 大型機械の導入ができず、規模拡大ができない
- 耕作地が分散しており、作業効率が悪い
- 水はけが悪く、転作ができない

#### 規模縮小志向農家

- 高齢化とともに、農作業に負担感
- 後継ぎがおらず、所有農地の将来に不安
- 農地を貸したくても借り手が見つからない



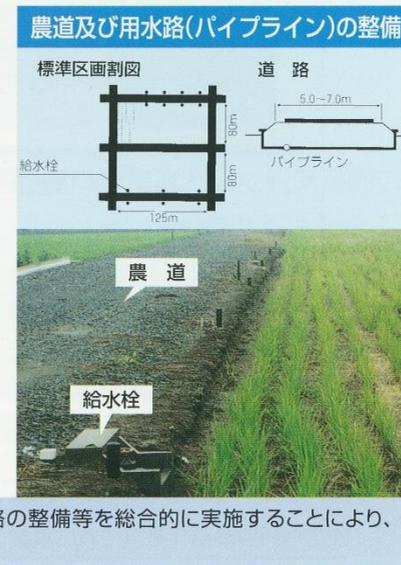
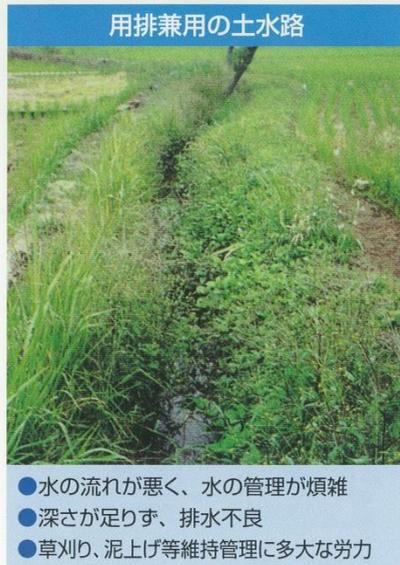
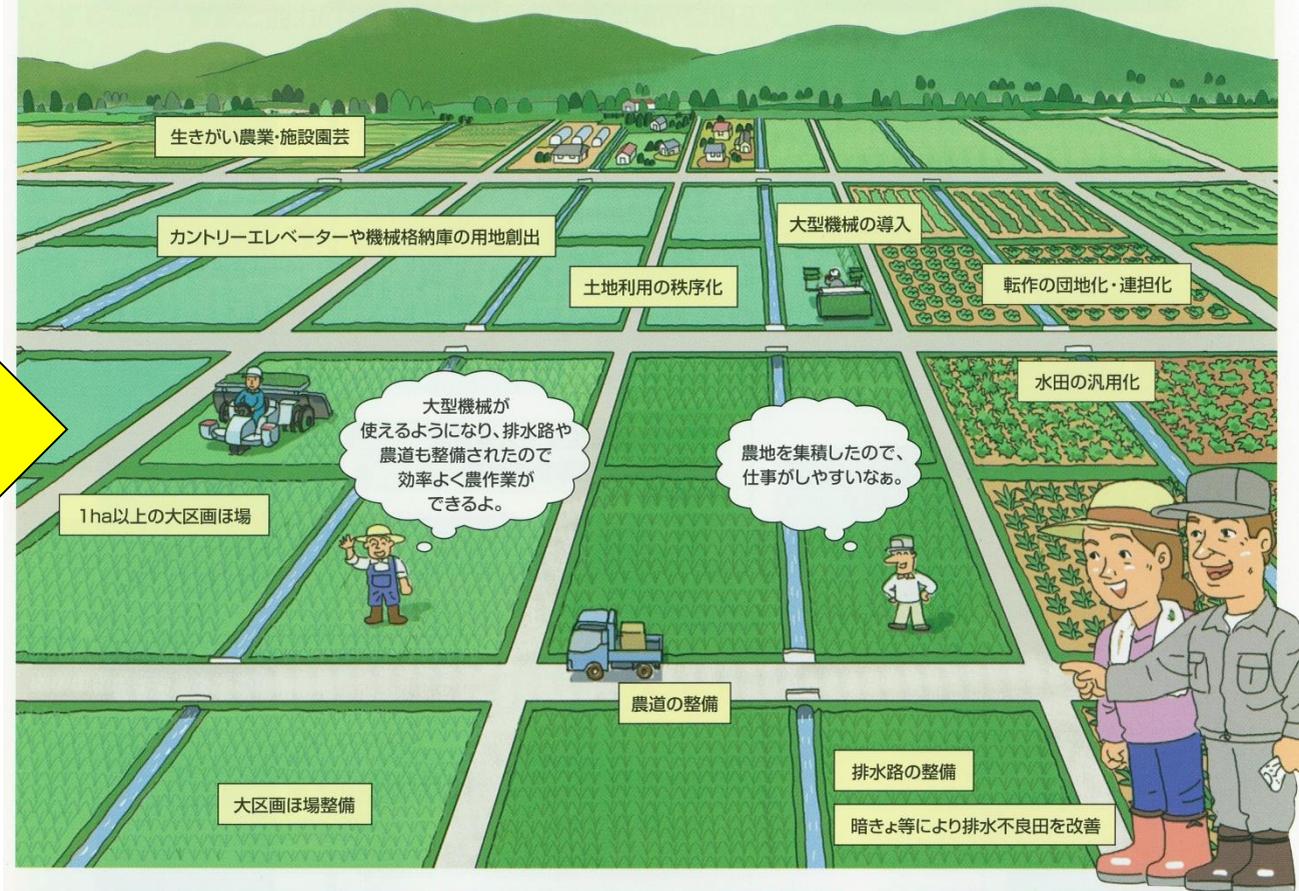
### 実施後

#### 規模拡大志向農家

- 区画の整形・拡大及び用水路、農道等の総合的な整備により大型機械の導入が可能
- 所有農地の集団化や利用集積により連担化が進み作業効率が向上
- 水田の汎用化により、農業経営の選択自由度が拡大

#### 規模縮小志向農家

- 生産基盤条件の改善と所有農地の集団化により、農地の貸し出しがスムーズに



# 「ほ場整備事業」を実施するためには、どうしたらいいの？

## 事業に関するQ&A

### Q1. 事業をするうえで、何か条件はあるの？

A1. 基盤整備(ハード)と農地集積(ソフト)を一体的に取り組む事業のため、それぞれでいくつかの条件があります。主なものは次のとおりです。

- ◆ **基盤整備(ハード)**... 次の条件を満たすこと
  - ・受益面積が**20ha以上**(なお、氷見市など**中山間地域は10ha以上**)
  - ・区画整理、農業用排水路、農道、暗渠排水、客土のうち、**2つ以上**を実施すること(ただし、区画整理、暗渠排水は単独でも実施可)
- ◆ **農地集積(ソフト)**... 次のいずれかの条件を満たすこと
  - ・事業開始時(採択前)の農地集積率の割合に応じて、事業完了時までに**農地集積率が所定の割合以上増加**すること
  - ・事業開始時(採択前)に農業生産法人がない地区の場合、事業完了時までに**農業生産法人を設立**すること(※)
  - ・事業開始時(採択前)に農業生産法人がある地区の場合、事業完了時までに**既存の農業生産法人が特定農業法人となる**こと(※)

(※)については、農業生産法人等の農地集積率が50%以上となることも必要です

なお、条件については上記以外の細かい内容もありますので、計画検討の段階で詳細を確認することとなります。

### Q2. 事業を実施した場合、どのくらいの費用を負担しなければならないの？

A2. 事業費の負担区分(率)は次のとおり定められています。

**国:50.0% 県:27.5% 市町村:11.0% 農家:11.5%**

例えば、**10a当たり(反当たり)事業費**が2百万円の場合は、

$2百万円 \times 11.5\% = \mathbf{23万円}$ が10a当たりの地元負担額となります。

なお、中山間地域などの負担区分(率)は

**国:55.0% 県:27.5% 市町村:11.0% 農家:6.5%** となっています。

### Q3. 費用の負担は重荷で困る。何とかならないか？

A3. 農家負担の軽減対策として、農地集積率の達成割合に応じて促進費を交付する事業が実施されています。

**最大では、事業完了時の農地集積率が85%以上で、かつ、集積する面積の80%以上を集約化(面的集積)した場合は、促進費が11.5%交付されるので、実質的な農家負担率は**

(基本負担率)  $11.5\% - (\text{促進費}) 11.5\% = \mathbf{0\%!}$  に軽減されます(※)。

(※)これとは別に、借入償還金の利息や土地改良区の事務経費などの負担があります

### Q4. 事業の実施までには、どのくらいの時間が掛かるの？

A4. 一般的には、約3年程度の期間が必要です。

これは、国の事業採択をうけるための事業計画書を作成する作業期間(現地調査～計画検討～計画書作成)であり、事業採択後から事業完了までの工期までを含めると、概ね10年前後の期間を見込んでください。

最近では、(上述の)農家負担の軽減策やTPP対策の拡充を受けて、要望地区が急増しており、順番待ちの状態となっています。事業の実施に向けては、**早めの動き出しをおススメします。**

## もっと詳しく知りたい！

### ■ 農地の集積とは？

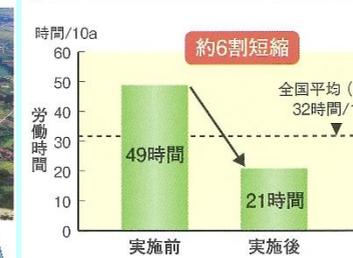
地域で中心になる意欲的な農家(担い手)に農地を集めて農作業を効率化し、生産コストを下げること。

<事業開始時>		<事業完了時>	
40%以上	～ 40%未満	→ 50%以上とする	→ 10%以上増加させる
50%以上	～ 50%未満	→ 60%以上とする	→ 60%以上とする
55%以上	～ 55%未満	→ 5%以上増加させる	→ 95%以上とする
90%以上	～ 90%未満	→ 95%以上とする	→ 僅かでも増加させる
95%以上	～		

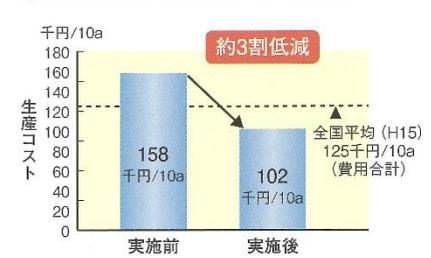
### ■ ほ場整備事業の効果は？



#### 担い手の稲作労働時間の短縮



#### 担い手の米生産コストの低減



注：平成8～15年度に完了した都道府県営ほ場整備事業653地区の実績

注：平成11～15年度に完了した都道府県営ほ場整備事業492地区の実績

実施前後(全国平均データ)の対比で、労働時間で約6割の短縮、米生産コストで約3割の低減となっています。

### ■ 促進費の交付割合は？

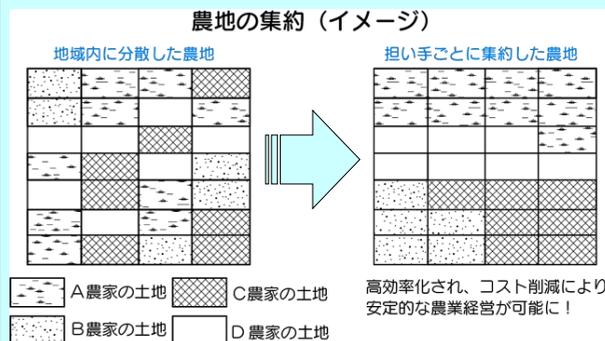
中心経営体集積率	促進費		
	通常助成割合①	集約化加算割合②(※1)	最大助成割合(①+②)
55～65%	5.5%	1.0%	6.5%(※2)
65～75%	6.5%	2.0%	8.5%(※2)
75～85%	7.5%	3.0%	10.5%(※2)
85%以上	8.5%	3.0%	11.5%(※2)

※1: 中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合に加算されます。

※2: 促進費の助成は、農家負担分11.5%(中山間地域6.5%)が上限となります。

### ■ 農地の集約化面積とは？

受益面積に占める担い手の経営面積のうち、同一の者の経営面積で1ha以上のまとまりのある面積の合計のこと。



### ■ 事業をしたいが、何から手を付ければよいのか分からない。

まずは、地域において、事業を希望する大まかな区域を決め、その中の関係者(土地所有者及び耕作者)で「将来の地域農業」に向けた話し合いを行ってください。主な内容は、

「**将来的な営農形態や農地集積をどうするか**」

「**そのために必要な基盤整備は何が必要か**」 などになります。

これらについて、概ねの考え方がまとまり、地域の合意(総意)が得られれば、地元の土地改良区にお問い合わせください。地域の実情を踏まえ、詳細について検討を進めていくこととなります。